

全国輸出入コンテナ貨物流動調査のよくあるご質問

【調査期間】

Q 1：調査対象期間はいつか。

A：11月1日（水）から11月30日（木）まで。この期間中に輸出入申告される海上コンテナ貨物が調査対象となります。期間中の許可日ではなく申告日が基準となります。

【対象貨物】

Q 2：調査対象貨物は何か。

A：海上コンテナ貨物（申告書の貿易形態符号の第1符号が5となるもの）のうち、次のものが調査対象となります。

【輸出】（1）積戻し貨物及び再輸出貨物を含みます。

（2）少額貨物（1品目20万円以下）及び軍関係貨物、引越貨物等、普通貿易統計調査対象外貨物については対象外です。

（3）コンテナ本体及びコンテナの付属品は調査対象外です。

【輸入】（1）本申告が調査対象であり、予備申告は対象外です。

（2）IS、IM、IA、BP、RE-IMPは調査対象となりますが、ISW、IMW、IAC、IBPは対象外です。

（3）少額貨物（1品目20万円以下）及び軍関係貨物、引越貨物等、普通貿易統計調査対象外貨物については対象外です。

（4）コンテナ本体およびコンテナの付属品は対象外です。

【対象貨物】

Q 3：予備申告は対象となるか。

A：予備申告の時点では対象外となります。ただし、本申告の日付が調査期間中（11月1日～11月30日）の場合は調査対象となります。

【対象貨物】

Q 4：リスト通関は対象となるか。

A：対象外です。

【対象貨物】

Q 5：CY通関の貨物のみ対象となるのか。

A：輸出入いずれの場合も、CY通関貨物だけでなく、申告書の貿易形態符号の第1符号が5となる貨物（海上コンテナ貨物）として申告される貨物については、すべて対象です。通関した場所は問いません。

【対象貨物】

Q 6：自社扱いの貨物ではあるが、通関は他社に依頼している場合も回答する必要があるのか。

A：貴社がフォワーダーとしてNVOのB/Lを発行される場合で、通関申告が他社扱いとなる場合、実際に申告を行った通関業者が、その貨物について回答して頂くことになりますので、回答の必要はありません。

【調査票】

Q 7 : 調査票と電子データを併用して使用したいが、提出の際はどちらか一方に集約して提出する必要があるか。

A : ご事情に応じて電子回答と紙回答を併用いただいて構いません。ただし、ひとつの申告を電子データと紙の調査票で重複して回答することのないようお願いします。

【調査票】

Q 8 : 電子データで回答する場合、送付されてきた入力用ファイルではなく、通常業務で使用しているデータファイルを調査用に加工して提出しても構わないか。

A : 指定の回答方法に従ったフォーマットを使用してください。独自のデータファイルをご希望の場合は、お手数ですが、調査実施本部までご連絡下さい。

【申告番号】

Q 9 : 申告番号は枝番が付くことがあるが、枝番まで記入する必要があるのか。

A : 枝番は必要ありません。

【あて先税関】

Q 10 : 横浜税関（本関）に申告する貨物の場合、調査票の「あて先税関」はどのように記入すればよいのか。

A : 「横浜本関」と記入して下さい。「本関」のみでは、「東京税関（本関）」であるか「横浜税関（本関）」であるか区別できません。電子回答の場合、エクセル回答欄に全国税関官署名がプルダウン表示されます。「横浜」と該当欄に入力いただくと、該当する横浜の官署が表示されますので、その中から正当な官署を選択して下さい。

【貨物の生産地(輸出)】

Q 11 : 複数の工場で生産された貨物を、港頭地区のCFSでコンテナに仕立てている場合、「A. 貨物の生産地」はどのように記入すればよいのか。

A : 最も貨物量が多い工場の所在地（市区町村）を、生産地とみなしてご回答下さい。

【貨物の生産地(輸出)】

Q 12 : 中古自動車を解体して海上コンテナ貨物で輸出する場合、「A. 貨物の生産地」はどのように記入すればよいのか。

A : 解体場所を生産地とみなしてご記入下さい。また、複数の解体場所から集積された部品等を海上コンテナで輸出するため、個々の発生地が不明である場合には、集積地の所在地を生産地とみなしてご回答下さい。

【貨物の生産地(輸出)】

Q 13 : 中古家電や古紙の輸出など、「A. 貨物の生産地」が分散して把握できない場合はどのように記入するのか。

A : 中古家電や古紙の集積地を生産地とみなして、その所在地をご記入下さい。

【貨物の生産地(輸出)】

Q14:再輸出貨物(積み戻し貨物)の生産地、詰め場所、詰め月日は、どのように記入するのか。

A:輸出申告時の蔵置場所を生産地と見做します。詰め月日は輸出申告日をご記入下さい。

【貨物の消費地(輸入)】

Q15:輸入申告時点で「A. 貨物の消費地」がわからない場合は、どのように記入するのか。

A:船社から貨物を引き取り、最初に輸送される場所(輸送先)の所在地を消費地とみなしてご記入下さい。

【貨物の消費地(輸入)】

Q16:輸入者がCYを倉庫代わりに利用しており、輸入通関後、販売先が決定するまで 取り出し日、搬出日等の見当がつかない場合、どうするのか。

A:調査期間中に販売先が決定し、パン出し・搬出することとなった場合には、空欄を埋めてご返送ください。もし、調査期間中に販売先が判明しなかった場合は、余白にその旨をご記入頂き、空白でご返送下さい。

【貨物の消費地(輸入)】

Q17:輸入貨物を、港頭地区の蔵置場所まで荷主仕立てのトラックが集荷にきて、複数の場所に横持ちをかけているようである。複数の横持ちごとの貨物量に大きな差がない場合、あるいは横持ち場所毎の貨物量が判明しない場合、消費地はどこにすればよいのか。

A:どうしても決めかねる場合は、蔵置場所が配送センター的機能を有していると判断し、蔵置場所を消費地としてください。

【政令都市】

Q18:生産地・消費地、コンテナ詰め場所・取出場所の所在地(住所)について、記入方法に政令指定都市の場合の記入方法が記載されているが、具体的に政令指定都市とはどの都市のことか。

A:札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市の20都市です。電子回答の場合は、プルダウンで選択いただけます。

【荷送人・荷受人の業種】

Q19:「荷送人業種」「荷受人業種」は、具体的業種名を記入するのか。

A:別添の「業種分類表」を参考にいただき、同表の中分類のコードをご記入下さい。ただし、該当するものが見つからなかった場合は、具体的な業種の名称をご記入いただいても結構です。

【荷送人・荷受人の業種】

Q20:「荷送人業種」「荷受人業種」が、「業種分類表」において複数の業種に該当する場合はどうすればよいのか。

A:荷送人、荷受人の主たる業種(売上げが最も多い業種など)をご記入下さい。

【荷送人・荷受人の業種】

Q21:輸出者、輸入者が商社の場合、「荷送人業種」「荷受人業種」は商社となるのか、実際に貨物を出荷、入荷するメーカーや小売業者などになるのか。

A:実際に貨物を出荷、入荷する荷主のコードをご記入下さい。ただし、真の荷主がわからない場合には、商社としても結構です。なお、商社は「業種分類表」の各種商品卸売業(コード番号50)に該当します。

【工場の種別】

Q 2 2 : 「工場の種別」では、臨海工場であるかどうかを、どのように判断すればよいのか。

A : 一般的に臨海部と考えられる場所に立地している工場かどうかで、判断して頂いて結構です。
なお、仕出施設（輸出）、仕向施設（輸入）が「工場」に該当しない場合には、ご回答いただかなくて結構です。

【搬出入月日】

Q 2 3 : A E O 通関業者（または荷主が A E O 製造者）なのだが、保税地域に搬入することなく許可を受ける輸出貨物については、「搬出入月日」はどのように記入すればよいのか。

A : 「搬出入月日」は、ご記入なさらなくて結構です。

【搬出入月日】

Q 2 4 : A E O 通関業者が特定輸出申告を行う場合は、「搬出入月日」は記入しなくてよいとあるが、A E O 通関業者が通常の申告を行う場合には、「搬出入月日」を記入するのか。

A : 蔵置場所に搬入して許可を得る必要がある貨物であれば、「搬出入月日」をご記入下さい。

【貨物の状態】

Q 2 5 : 輸入貨物で、コンテナに詰められた状態で申告したが、税関検査の過程でデバンニングを行う必要が生じた場合、「貨物の状態」は、「コンテナから取出し前」「コンテナ貨物から取出し後」のどちらとするのか。

A : あくまで申告した時点での状態なので「コンテナから取出し前」として下さい。

【施設の区分(詰め/取卸)】

Q 2 6 : 「詰め施設の区分(輸出)」、「取出施設の区分(輸入)」は、どのように区分して記入すればよいのか。

A : 次のとおり区分して記入をお願いします。

1. 荷主施設→荷主の自社施設

→業者施設で特定荷主が専用的に使用している場合

2. 業者施設→倉庫業者、港湾運送業者、トラック運送業者等が所有する倉庫、上屋、C F S などの施設（ただし、ある特定荷主が専用的に利用している場合は、「荷主施設」に区分する。）

3. 公共施設→港湾管理者（地方自治体または管理組合）が所有・管理している上屋、C F S（特定業者が借り受け、専用的に利用している場合でも、「業者施設」ではなく、「公共施設」とする。）

→港湾管理者が所有・管理している野積場、倉庫

→港湾管理者が所有・管理している岸壁、エプロン、コンテナヤード

4. その他 →船社所有の C F S

→第3セクター所有施設およびインランドデポ（特定業者が借り受け、専用的に利用している場合でも、「業者施設」ではなく「その他」に区分する。）

→総合保税地域

→埠頭会社および民間業者が所有・管理している岸壁、エプロン、コンテナヤード（荷主施設、業者施設、公共施設に区分されない施設）

【施設の区分(詰め/取卸)】

Q 2 7 : 直接輸入者ではないメーカー工場(関連子会社等)やメーカー倉庫、物流センター等への搬入の場合、施設区分はどうなるのか。

A : 直接輸入者であるかないかを問わず、メーカーの自社施設または運輸関連事業者の施設を専用的に使用していれば荷主施設となります。

【混載(LCL)貨物】

Q 2 8 : 混載の有無の「混載」とはどういう意味か。

A : L C L 貨物のことを指します。L C L 貨物とは、複数の荷主の貨物で1本のコンテナを仕立てている貨物を指します。F C L 貨物かL C L 貨物か、該当する方を選択してください。

【コンテナの種類(LCLの場合)】

Q 2 9 : L C L 貨物の場合、コンテナの種類はどのように記入すればよいのか。

A : L C L 貨物の場合には、コンテナの種類およびサイズ別の本数はご記入なさらずに結構です。

【コンテナの種類(種類が複数の場合)】

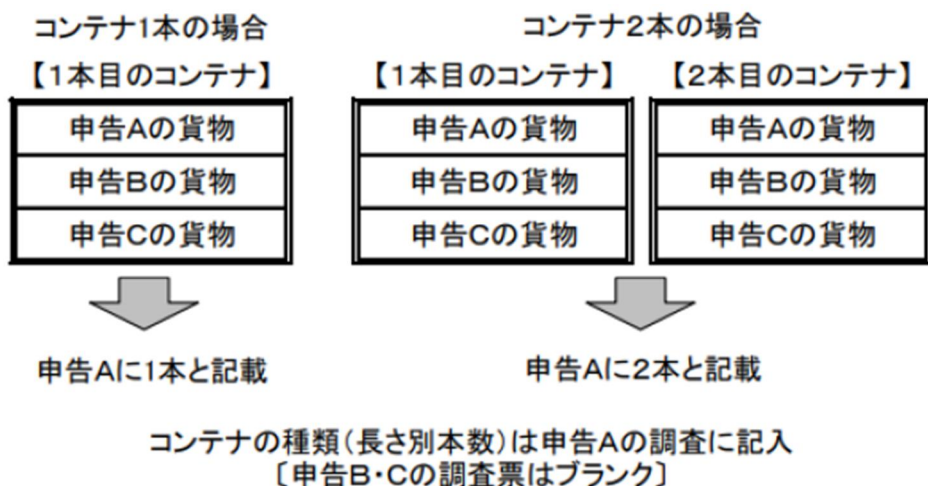
Q 3 0 : 1 申告でコンテナの種類が異なる複数本のコンテナに詰められている貨物の場合、コンテナの種類はどのように記入すればよいのか。

A : 申告貨物のフレートトンが最も多いコンテナの種類1つに○印をお付け下さい。

【コンテナの本数(申告件数が複数となる場合)】

Q 3 1 : 下図のように、複数の申告で、同一荷主の貨物が1本あるいは複数本のコンテナに詰められている場合、コンテナの種類(長さ別本数)はどのように記入すればよいのか。

A : どれか1枚の調査票にまとめてコンテナの種類(長さ別本数)をご記入頂き、他の調査票のコンテナの種類(長さ別本数)の欄はblankとして下さい。



【船積月日・船卸月日】

Q 3 2 : 「船積月日・船卸月日」は、船積場所までの(船卸場所からの)輸送途上で海運を利用している場合の発港・着港での船積月日・船卸月日を記入すればよいのか。国内の輸送手段で海運を利用していない場合には、記入しなくてよいのか。

A : 輸出の場合は外航本船への船積月日、輸入の場合は外航本船からの船卸月日をご記入ください。国内輸送で内航船を利用していない場合でも、船積月日、船卸月日は外航船の日付として記入してください。

【国内輸送(複数の輸送手段)】

Q 3 3 : 「主な輸送手段」について、輸送手段が2つ以上にわたる場合は、どのように記入すればよいのか。

A : 輸送距離の長い方を主な輸送手段としてご記入下さい。

【国内輸送(船)】

Q 3 4 : ある港内の水際の工場等でコンテナに詰め、同一港内の船積場所まで、はしけによって輸送され本船に船積みされるコンテナ貨物の場合は、どのように記入すればよいのか。

A : 「主な輸送手段」については、「海運 (はしけ、船舶、フェリー)」を選択してください。

また、「利用港湾」については、「発港：△△港」「着港：△△港」と同一港の名称をご入力ください。

【国内輸送(複数の輸送手段)】

Q 3 5 : コンテナ詰め場所から船積場所までトレーラを利用して輸送したが、一部距離的には短い船舶、フェリーも利用した。この場合、輸送手段はどのように記入すればよいのか。

A : 「主な輸送手段」については、「トラック又はトレーラ」を選択してください。また、利用した船舶、フェリーについて、「利用港湾」の「発港：△△港」「着港：▽▽港」の名称もご入力ください。

【仕向港/最終の船卸港(輸出トランシップ)】

Q 3 6 : 日本から輸出されるコンテナ貨物で、釜山港で積み替えられ、上海港に向かったコンテナ貨物の場合、「仕向港」、「最終の船卸港」はどのように記入すればよいのか。

A : 仕向港には「釜山」、最終の船卸港には「上海」とご記入下さい。

【最初の船積港/仕出港(輸入トランシップ)】

Q 3 7 : ロッテルダム港で船積みされ、高雄港で積み替えられて日本へ輸入されたコンテナ貨物の場合、「最初の船積港」、「仕出港」はどのように記入すればよいのか。

A : 最初の船積港には「ロッテルダム」、仕出港には「高雄」とご記入下さい。

【フレートトン】

Q 3 8 : 「申告貨物のフレートトン」は、四捨五入した整数で記入することになっているが、0.5 トン未満の場合は「0」と記入するのか。

A : 0.5 トン未満の場合は、繰り上げて「1」として下さい。

【輸出取り止め等の変更】

Q 3 9 : 調査票記入後に、輸出を取りやめたり、船積みする船が変更になったりした場合にはどうしたらよいのか。

A : 調査票提出前であれば、ご面倒でも訂正をお願いします。提出後に変更が判明した場合は、可能な範囲で調査実施本部にご連絡をお願いします。

【調査報告書】

Q 4 0 : 調査結果を取りまとめた報告書は頂けるのか。

A : 調査結果の公表はご協力頂いた通関業者等の皆様方にも、調査結果の概要編を送付する予定です。